

① 象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について

——象徴天皇制は、戦後復活したもの。実は幕末以前に長い前史がある。

(君臨すれども統治せず、というのは、日本が諸外国の先輩)

a. 皇位継承の安定装置

①即位から踐祚が分離(781年)、神器動座により権力の空白を避く

②薬子の変(810年)により、敗者出家制成立。皇族の存命保障

b. 不執政天皇の登場・・・9世紀初頭

淳和・仁明朝 藤原緒嗣・源常ら重臣が執政・・・やがて執政家固定化

c. 幼帝出現と人臣摂政の成立。858年、清和天皇8歳で踐祚。太政大臣良房が執政

天皇は時間・空間の抽象的支配者に

d. 執政五職の固定化

①摂政の確定(王権の代行)

②前官礼遇として関白成立(王権の補佐)

③内覧(准関白)・一上・准摂政の成立

↓
〔以上の総括〕 ※天子は東宮の如し、詔勅は太上天皇と正帝と別なし

※天皇権威の絶対化(如在の儀、日月蝕の妖光を防止)

〔天皇固有の権限〕改元(時間の支配) 叙任(栄典授与)

〔天皇が不在で大騒動になった事例〕

1183年(平家の都落ち) 1352年(観応の擾乱)

② 天皇の相談相手、親戚付き合い、皇太子等への後見等として重要。外国訪問もあり。

③ 現状のまま推移すると、いずれ悠仁様一人となって孤立される。早急な対策が必要。

④ 永い伝統と歴史があり、これの改変は大変だが、女性宮家の創設など必要。

⑤ 女系皇統については、欧州諸国の例のうち、どの国を範とするか、研究が必要。

- ⑥ 悠仁様の即位後、皇子が出生なく御晩年に至るような事態になって初めて、決定する必要が生ずる。それ以前は国民の議論を喚起し、行方を見守るべきだ。
- ⑦ 皇位継承権ぬきで皇族として待遇することは可能。宮家減少と皇族減少となれば止むを得ず。
- ⑧ 黒田清子さんの伊勢斎王就任の例がある。皇室活動の支援は一向にかまわない。
- ⑨ 悠仁様即位後の事態如何であるが、現在から準備の必要はある。国民的議論も要する。例えば、旧伏見宮家系の男子で、皇族復帰の意志のある方等、確認して皇族待遇へ導入する可否等。
- ⑩ 往古は側室制が前提とされ、それでも尚、足利氏や徳川氏のように五代で継承杜絶という例が多い。現在は側室制は認められないので、例えば近代医学の粋を尽して男子出生を目指す等の措置は、当然認められてよい。